

## 子供の貧困対策への取組について

第二特別調査室長

つかもと よしひろ  
塚本 禎宏

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正案が令和元年6月12日に成立し、同年11月29日、同法を踏まえ5年ぶりに新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。

第11期国民生活・経済に関する調査会（平成28年9月26日～令和元年7月28日）においても、「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」を調査テーマとして格差を解消するための方策について調査を行ったが、日本の子供の7人に1人が相対的貧困の状態にあり、特にひとり親世帯の貧困が深刻であることから、子供の貧困問題への早急な対応を政府等に促すため、子供の貧困対策推進法の見直しや新大綱の策定に先立ち、法の基本理念の見直しや基礎自治体での子供の貧困対策計画策定の努力義務化、子供の貧困に関する指標の在り方や学校給食の完全実施などについて提言を行った。

新大綱は、子供の貧困が子供の現在の生活や発達、学力に悪影響を及ぼすだけでなく、機会の剥奪、孤立、自己肯定感の低下等の積み重ねにより大人になった後も貧困から抜け出せないという負の連鎖を断ち切るため、基本方針として親の妊娠・出産期から子供の社会的自立まで継続的な視点で支援を行うことや、保護者の安定的な経済基盤を築くために所得の増大や仕事と子育てが両立できる環境づくりを掲げるほか、子供の貧困に関する指標に光熱水費の未払いや食料等が買えない経験等を追加し、より生活に近い視点で貧困を把握するなど一定の前進があった。

他方、個々の重点施策を見てみると、幼児教育・保育の無償化や児童扶養手当支給の着実な実施など財政的な裏付けが必要な施策については現行制度の継続を示すにとどまり、子供の貧困問題に取り組む団体や公募意見で要望の強かった低所得世帯への高等学校入学準備のための費用等の負担軽減や児童扶養手当の高等教育段階までの延長、学校給食の無償化は実現せず、指標への具体的な数値目標の追記もなかった。

子供の貧困対策のうち所得の再分配による格差是正は政府のみが行いうる施策である。阿部彩首都大学東京教授が2019年2月に公表した「子どもの貧困率の動向」によると、2015年の再分配前後の貧困率の変化を見ると母子世帯では再分配機能が働いているが、ふたり親と子の世帯では再分配後の方が貧困率が高くなっている。これは、低所得のふたり親世帯に対する税や社会保険料の負担は重く、手当等の給付は薄いということにほかならない。新大綱では経済的支援について現物給付を含めた様々な支援の組み合わせによりその効果を高めようとしているが、子供の貧困問題の解決には、まず安定した生活基盤を築くことが不可欠であることから、現行の所得再分配の在り方について抜本的な見直しを行わなければならないと思われる。